

11月25日(月)～12月1日(日)は 「犯罪被害者週間」です

犯罪被害に遭うと直接的な被害だけではなく、被害者本人やその家族は心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つきなどの多くの問題を抱えます。身近な人が犯罪に巻き込まれた場合、その人の置かれている状況と支援の必要性を考え、被害者を傷つけるような言動には注意してください。

市は、相談や日常生活の支援などの取り組みを行っています。犯罪被害については、相談窓口にお問い合わせください。

詳しくは、**危機管理室**（☎2130）へ。

犯罪被害者週間とは

2005(平成17)年に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めました。

期間中の集中的な啓発事業等を通じて、犯罪被害者等の状況や名譽、生活の平穩への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的としています。

市の支援

①犯罪被害者等支援相談窓口

市職員が相談を受け、支援関係機関との連絡調整や各種相談窓口の紹介などをします。
とき 毎週月～金曜日(閉庁日を除く)午前8時30分～午後5時15分

相談方法

専用ダイヤル(☎8526)に電話、メール(shim.insupport@city.shibukawa.gunma.jp)または対面で相談
※対面での相談を希望する場合は、事前に予約してください。
窓口は、危機管理室です

②支援金の支給

犯罪被害者や遺族の経済的

負担を軽減するため、支援金を支給します。申請方法や条件などは、危機管理室にお問い合わせください。

対象

市内在住で、警察署に被害届を出していること
※他にも要件があります

支給額

▽遺族支援金1事件につき30万円
▽重症病支援金1事件につき10万円

③補助金の交付

犯罪被害者や遺族の日常生活を支援し、経済的負担、居住の安定を図るため、補助金を交付します。申請方法や条件などは、危機管理室にお問い合わせください。

対象

市内在住で、警察署に被害届を出していること

※他にも要件があります

その他

対象経費や補助率などは市ホームページ(ID110328)で確認してください

警察の支援

警察は、相談、カウンセリング、捜査状況の情報提供、経済的な支援、再被害防止のための安全の確保など、さまざまな支援を実施しています。

問合せ先

県警本部犯罪被害者支援室(☎027(243)0

110)または渋川警察署警務課(☎0110)

ホンディングプロジェクト

ホンディングプロジェクトとは、不要となった本・CDなどを市が回収し、公益社団法人被害者支援ネットワークに送付し、その売却代金をさまざまな犯罪被害者支援活動に役立てる取り組みです。

とき 11月25日(月)～12月26日(木) (閉庁日を除く)

ところ 市役所本庁舎市民ホール

回収対象外となるもの

▽10年以上前に出版された本
ISBNコードが入っていない本、雑誌など

▽規格品番が確認できないCD・DVD・ゲームソフト

▽アルバム以外のCD

その他 詳しくは、市ホームページまたは全国被害者支援ネットワークのホームページへ

←全国被害者支援ネットワークホームページ



←市ホームページ

